

事務連絡
令和5年5月19日

各

{	都道府県)	障害保健福祉主管部（局）	御中
	指定都市 中核市		児童福祉主管部（局）	御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等にかかるQAの送付について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について」（令和5年4月28日付厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課ほか事務連絡）（以下「4月28日付け事務連絡」という。）においてその取扱いをお示ししているところです。

今般、4月28日付事務連絡に関して都道府県等から寄せられた御質問について、別紙のとおり回答をお示ししますので、運用に当たり御参照いただきますようお願いいたします。

問 4月28日付事務連絡において、「今般の取扱いに対応するために施設・事業所において管理運営の変更が必要となる場合には適切な期間を確保した上での変更・報酬算定が可能となるよう、助言・指導をお願いします。」とあるが、適切な期間とは具体的にどの程度か。

(答)

今般の取扱いに対応するために施設・事業所において管理運営の変更にやむを得ず一定の期間が必要となる場合であっても、必要な期間以上とならないように留意願いたい。

例えば、施設・事業所において、通常管理運営の変更が翌月には可能である場合には、ひと月程度を目途とすることが考えられる。